

＜修正案＞

北海道水防計画

（本編）

新旧対照表

令和 6 年（2024 年） 1 月

北海道防災会議

北海道水防計画本編 修正提案事項一覧

頁	現 行 (令和5年1月)	修 正 案	修正提案機関																																
12	<p>第4章 予報及び警報</p> <p>第1節 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等</p> <p>水防活動に用いられる予報及び警報等の種類及び発表機関等は、次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種類</th> <th>発表機関</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象予報警報 法第10条第1項 気象業務法第14条の2第1項 洪水予報</td> <td>大雨注意報・大雨警報 高潮注意報・高潮警報 洪水注意報・洪水警報 津波注意報・津波警報</td> <td>気象官署</td> <td>一般向け注意報及び警報の発表をもって代える（基準は別表19、20参照） 第4章第2節</td> </tr> <tr> <td>法第10条第2項 法第11条第1項 気象業務法第14条の2第2項 第14条の2第3項</td> <td>注意報・警報・情報</td> <td>北海道開発局 北海道 気象官署 共同</td> <td>指定河川について、水位又は流量を示して行う予報（基準は別表19参照） （第4章第3節）</td> </tr> <tr> <td>水防警報 (法第16条)</td> <td>待機・準備・出動・指示・解除</td> <td>北海道開発局 北海道</td> <td>指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表 （第4章第5節）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	種類	発表機関	摘要	気象予報警報 法第10条第1項 気象業務法第14条の2第1項 洪水予報	大雨注意報・大雨警報 高潮注意報・高潮警報 洪水注意報・洪水警報 津波注意報・津波警報	気象官署	一般向け注意報及び警報の発表をもって代える（基準は別表19、20参照） 第4章第2節	法第10条第2項 法第11条第1項 気象業務法第14条の2第2項 第14条の2第3項	注意報・警報・情報	北海道開発局 北海道 気象官署 共同	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報（基準は別表19参照） （第4章第3節）	水防警報 (法第16条)	待機・準備・出動・指示・解除	北海道開発局 北海道	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表 （第4章第5節）	<p>第4章 予報及び警報</p> <p>第1節 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等</p> <p>水防活動に用いられる予報及び警報等の種類及び発表機関等は、次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種類</th> <th>発表機関</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象予報警報 法第10条第1項 気象業務法第14条の2第1項</td> <td>水防活動用気象注意報・警報 水防活動用洪水注意報・警報 水防活動用高潮注意報・警報</td> <td>気象官署</td> <td>一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報の発表をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。 （基準は別表19、20参照） 第4章第2節</td> </tr> <tr> <td>洪水予報 法第10条第2項 法第11条第1項 気象業務法第14条の2第2項 第14条の2第3項</td> <td>水防活動用津波注意報・警報</td> <td>気象庁又は大阪管区気象台</td> <td>指定河川について、水位又は流量を示して行う予報（基準は別表19参照） （第4章第3節）</td> </tr> <tr> <td>水防警報 (法第16条)</td> <td>待機・準備・出動・指示・解除</td> <td>北海道開発局 北海道 気象官署（帯広測候所除く） 共同</td> <td>指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表 （第4章第5節）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	種類	発表機関	摘要	気象予報警報 法第10条第1項 気象業務法第14条の2第1項	水防活動用気象注意報・警報 水防活動用洪水注意報・警報 水防活動用高潮注意報・警報	気象官署	一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報の発表をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。 （基準は別表19、20参照） 第4章第2節	洪水予報 法第10条第2項 法第11条第1項 気象業務法第14条の2第2項 第14条の2第3項	水防活動用津波注意報・警報	気象庁又は大阪管区気象台	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報（基準は別表19参照） （第4章第3節）	水防警報 (法第16条)	待機・準備・出動・指示・解除	北海道開発局 北海道 気象官署（帯広測候所除く） 共同	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表 （第4章第5節）	札幌管区気象台
区分	種類	発表機関	摘要																																
気象予報警報 法第10条第1項 気象業務法第14条の2第1項 洪水予報	大雨注意報・大雨警報 高潮注意報・高潮警報 洪水注意報・洪水警報 津波注意報・津波警報	気象官署	一般向け注意報及び警報の発表をもって代える（基準は別表19、20参照） 第4章第2節																																
法第10条第2項 法第11条第1項 気象業務法第14条の2第2項 第14条の2第3項	注意報・警報・情報	北海道開発局 北海道 気象官署 共同	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報（基準は別表19参照） （第4章第3節）																																
水防警報 (法第16条)	待機・準備・出動・指示・解除	北海道開発局 北海道	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表 （第4章第5節）																																
区分	種類	発表機関	摘要																																
気象予報警報 法第10条第1項 気象業務法第14条の2第1項	水防活動用気象注意報・警報 水防活動用洪水注意報・警報 水防活動用高潮注意報・警報	気象官署	一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報の発表をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。 （基準は別表19、20参照） 第4章第2節																																
洪水予報 法第10条第2項 法第11条第1項 気象業務法第14条の2第2項 第14条の2第3項	水防活動用津波注意報・警報	気象庁又は大阪管区気象台	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報（基準は別表19参照） （第4章第3節）																																
水防警報 (法第16条)	待機・準備・出動・指示・解除	北海道開発局 北海道 気象官署（帯広測候所除く） 共同	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表 （第4章第5節）																																
<p>【修正理由、経緯など】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水防計画作成の手引き（都道府県版）令和4年8月」P.17のとおり、水防活動に用いる警報名等を明示するよう、種類欄の名称を「水防活動用」に統一するため。 																																			

頁	現 行 (令和5年1月)	修 正 案	修正提案機関
15	<p>第2 警報等の伝達経路及び手段</p> <p>1 洪水の場合</p> <p>(注: → は法定伝達経路、---→ は放送又は無線)</p>	<p>第2 警報等の伝達経路及び手段</p> <p>1 洪水等の場合</p> <p> (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく水防活動用気象等警報の通知先 → は、放送 (※1) 府県予報区担当気象官署: 札幌管区気象台、函館、旭川、室蘭、釧路、網走、稚内各地方気象分担当官署: 帯広測候所 (※2) NTT東日本及びNTT西日本には、水防活動用気象等注意報の通知は行わない。 (※3) 陸上自衛隊北部方面総監部(情報部資料課)、北海道警察、北海道運輸局、第一管区海上保安本部、北海道電力(株)等 </p>	札幌管区気象台

【修正理由、経緯など】

- ・「水防計画作成の手引き(都道府県版)令和4年8月」P.24の記載に合わせるため
- ・図表の変更は、北海道地域防災計画の本編P44の伝達系統図の修正予定図と合わせるため

頁	現 行 (令和5年1月)	修 正 案	修正提案機関
16	<p>2 津波の場合</p>	<p>2 津波の場合</p> <p> <small> (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく大津波警報・警報の通知先 (二重線) は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路 は、放送・無線 (※1) 緊急通報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配達される。 (※2) NTT東日本・西日本には、大津波警報及び津波警報のみ伝達 </small> </p>	札幌管区气象台
<p>【修正理由、経緯など】</p> <p>・北海道地域防災計画の地震・津波防災計画編 P99 の伝達系統図の修正予定図と合わせるため</p>			

18	<p>第3節 洪水予報河川における洪水予報</p> <p>第2 国が行う洪水予報</p> <p>1 洪水予報河川</p>	<p>第3節 洪水予報河川における洪水予報</p> <p>第2 国が行う洪水予報</p> <p>1 洪水予報河川</p>	札幌管区气象台																																																																																																																																																					
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">水系名</th> <th style="width: 30%;">河 川 名</th> <th style="width: 60%;">実施機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">石狩川</td> <td>石狩川(下流)、豊平川、千歳川、夕張川、幾春別川、空知川(下流)、雨竜川、当別川、月寒川、望月寒川、篠津川、旧夕張川、須部都川、美唄川、奈井江川、徳富川、尾白利加川、恵岱別川</td> <td>札幌管区气象台・札幌開発建設部</td> </tr> <tr> <td>石狩川(上流)、忠別川、美瑛川、牛朱別川、</td> <td>旭川地方气象台・旭川開発建設部</td> </tr> <tr> <td>空知川(上流)</td> <td>旭川地方气象台・札幌開発建設部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">天塩川</td> <td>天塩川、雄信内川、間寒別川、剣淵川</td> <td>旭川地方气象台・稚内地方气象台 旭川開発建設部・留萌開発建設部</td> </tr> <tr> <td>名寄川</td> <td>旭川地方气象台・旭川開発建設部</td> </tr> <tr> <td>留萌川</td> <td>留萌川</td> <td>旭川地方气象台・留萌開発建設部</td> </tr> <tr> <td>常呂川</td> <td>常呂川、無加川</td> <td>網走地方气象台・網走開発建設部</td> </tr> <tr> <td>十勝川</td> <td>十勝川、利別川、札内川、音更川、帯広川</td> <td>釧路地方气象台・帯広開発建設部</td> </tr> <tr> <td>鶴川</td> <td>鶴川</td> <td>室蘭地方气象台・室蘭開発建設部</td> </tr> <tr> <td>渚滑川</td> <td>渚滑川</td> <td>網走地方气象台・網走開発建設部</td> </tr> <tr> <td>網走川</td> <td>網走川、美幌川</td> <td>網走地方气象台・網走開発建設部</td> </tr> <tr> <td>後志利別川</td> <td>後志利別川</td> <td>函館地方气象台・函館開発建設部</td> </tr> <tr> <td>沙流川</td> <td>沙流川</td> <td>室蘭地方气象台・室蘭開発建設部</td> </tr> <tr> <td>湧別川</td> <td>湧別川</td> <td>網走地方气象台・網走開発建設部</td> </tr> <tr> <td>釧路川</td> <td>釧路川・新釧路川</td> <td>釧路地方气象台・釧路開発建設部</td> </tr> <tr> <td>尻別川</td> <td>尻別川</td> <td>札幌管区气象台・小樽開発建設部</td> </tr> </tbody> </table>	水系名	河 川 名	実施機関	石狩川	石狩川(下流)、豊平川、千歳川、夕張川、幾春別川、空知川(下流)、雨竜川、当別川、月寒川、望月寒川、篠津川、旧夕張川、須部都川、美唄川、奈井江川、徳富川、尾白利加川、恵岱別川	札幌管区气象台・札幌開発建設部	石狩川(上流)、忠別川、美瑛川、牛朱別川、	旭川地方气象台・旭川開発建設部	空知川(上流)	旭川地方气象台・札幌開発建設部	天塩川	天塩川、雄信内川、間寒別川、剣淵川	旭川地方气象台・稚内地方气象台 旭川開発建設部・留萌開発建設部	名寄川	旭川地方气象台・旭川開発建設部	留萌川	留萌川	旭川地方气象台・留萌開発建設部	常呂川	常呂川、無加川	網走地方气象台・網走開発建設部	十勝川	十勝川、利別川、札内川、音更川、帯広川	釧路地方气象台・帯広開発建設部	鶴川	鶴川	室蘭地方气象台・室蘭開発建設部	渚滑川	渚滑川	網走地方气象台・網走開発建設部	網走川	網走川、美幌川	網走地方气象台・網走開発建設部	後志利別川	後志利別川	函館地方气象台・函館開発建設部	沙流川	沙流川	室蘭地方气象台・室蘭開発建設部	湧別川	湧別川	網走地方气象台・網走開発建設部	釧路川	釧路川・新釧路川	釧路地方气象台・釧路開発建設部	尻別川	尻別川	札幌管区气象台・小樽開発建設部	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">水系名</th> <th style="width: 10%;">洪水予報区域名</th> <th style="width: 40%;">対象指定河川名</th> <th style="width: 40%;">実施機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">石狩川</td> <td rowspan="2">石狩川下流</td> <td>石狩川、当別川、篠津川、須部都川</td> <td>札幌管区气象台・札幌開発建設部</td> </tr> <tr> <td>美唄川、奈井江川、徳富川、尾白利加川</td> <td></td> </tr> <tr> <td>豊平川</td> <td>豊平川、月寒川、望月寒川</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td>千歳川</td> <td>千歳川、旧夕張川</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td>夕張川</td> <td>夕張川</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td>幾春別川</td> <td>幾春別川</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td>空知川下流</td> <td>空知川</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td>雨竜川</td> <td>雨竜川、恵岱別川</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td>石狩川上流</td> <td>石狩川</td> <td>旭川地方气象台・旭川開発建設部</td> </tr> <tr> <td>忠別川</td> <td>忠別川</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td>美瑛川</td> <td>美瑛川</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td>牛朱別川</td> <td>牛朱別川</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td>空知川上流</td> <td>空知川</td> <td>旭川地方气象台・札幌開発建設部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">天塩川</td> <td rowspan="2">天塩川</td> <td>天塩川、雄信内川、間寒別川、剣淵川</td> <td>旭川地方气象台・稚内地方气象台 旭川開発建設部・留萌開発建設部</td> </tr> <tr> <td>名寄川</td> <td>旭川地方气象台・旭川開発建設部</td> </tr> <tr> <td>留萌川</td> <td>留萌川</td> <td>旭川地方气象台・留萌開発建設部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">常呂川</td> <td rowspan="2">常呂川</td> <td>常呂川</td> <td>網走地方气象台・網走開発建設部</td> </tr> <tr> <td>無加川</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">網走川</td> <td rowspan="2">網走川</td> <td>網走川</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td>美幌川</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td>湧別川</td> <td>湧別川</td> <td>湧別川</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td>渚滑川</td> <td>渚滑川</td> <td>渚滑川</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">十勝川</td> <td rowspan="3">十勝川</td> <td>十勝川、帯広川</td> <td>釧路地方气象台・帯広開発建設部</td> </tr> <tr> <td>利別川</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td>札内川</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">釧路川</td> <td rowspan="2">釧路川</td> <td>釧路川</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td>音更川</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td>鶴川</td> <td>鶴川</td> <td>鶴川</td> <td>室蘭地方气象台・室蘭開発建設部</td> </tr> <tr> <td>沙流川</td> <td>沙流川</td> <td>沙流川</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td>後志利別川</td> <td>後志利別川</td> <td>後志利別川</td> <td>函館地方气象台・函館開発建設部</td> </tr> <tr> <td>尻別川</td> <td>尻別川</td> <td>尻別川</td> <td>札幌管区气象台・小樽開発建設部</td> </tr> </tbody> </table>	水系名	洪水予報区域名	対象指定河川名	実施機関	石狩川	石狩川下流	石狩川、当別川、篠津川、須部都川	札幌管区气象台・札幌開発建設部	美唄川、奈井江川、徳富川、尾白利加川		豊平川	豊平川、月寒川、望月寒川	〃	千歳川	千歳川、旧夕張川	〃	夕張川	夕張川	〃	幾春別川	幾春別川	〃	空知川下流	空知川	〃	雨竜川	雨竜川、恵岱別川	〃	石狩川上流	石狩川	旭川地方气象台・旭川開発建設部	忠別川	忠別川	〃	美瑛川	美瑛川	〃	牛朱別川	牛朱別川	〃	空知川上流	空知川	旭川地方气象台・札幌開発建設部	天塩川	天塩川	天塩川、雄信内川、間寒別川、剣淵川	旭川地方气象台・稚内地方气象台 旭川開発建設部・留萌開発建設部	名寄川	旭川地方气象台・旭川開発建設部	留萌川	留萌川	旭川地方气象台・留萌開発建設部	常呂川	常呂川	常呂川	網走地方气象台・網走開発建設部	無加川	〃	網走川	網走川	網走川	〃	美幌川	〃	湧別川	湧別川	湧別川	〃	渚滑川	渚滑川	渚滑川	〃	十勝川	十勝川	十勝川、帯広川	釧路地方气象台・帯広開発建設部	利別川	〃	札内川	〃	釧路川	釧路川	釧路川	〃	音更川	〃	鶴川	鶴川	鶴川	室蘭地方气象台・室蘭開発建設部	沙流川	沙流川	沙流川	〃	後志利別川	後志利別川	後志利別川	函館地方气象台・函館開発建設部	尻別川	尻別川	尻別川	札幌管区气象台・小樽開発建設部
水系名	河 川 名	実施機関																																																																																																																																																						
石狩川	石狩川(下流)、豊平川、千歳川、夕張川、幾春別川、空知川(下流)、雨竜川、当別川、月寒川、望月寒川、篠津川、旧夕張川、須部都川、美唄川、奈井江川、徳富川、尾白利加川、恵岱別川	札幌管区气象台・札幌開発建設部																																																																																																																																																						
	石狩川(上流)、忠別川、美瑛川、牛朱別川、	旭川地方气象台・旭川開発建設部																																																																																																																																																						
	空知川(上流)	旭川地方气象台・札幌開発建設部																																																																																																																																																						
天塩川	天塩川、雄信内川、間寒別川、剣淵川	旭川地方气象台・稚内地方气象台 旭川開発建設部・留萌開発建設部																																																																																																																																																						
	名寄川	旭川地方气象台・旭川開発建設部																																																																																																																																																						
留萌川	留萌川	旭川地方气象台・留萌開発建設部																																																																																																																																																						
常呂川	常呂川、無加川	網走地方气象台・網走開発建設部																																																																																																																																																						
十勝川	十勝川、利別川、札内川、音更川、帯広川	釧路地方气象台・帯広開発建設部																																																																																																																																																						
鶴川	鶴川	室蘭地方气象台・室蘭開発建設部																																																																																																																																																						
渚滑川	渚滑川	網走地方气象台・網走開発建設部																																																																																																																																																						
網走川	網走川、美幌川	網走地方气象台・網走開発建設部																																																																																																																																																						
後志利別川	後志利別川	函館地方气象台・函館開発建設部																																																																																																																																																						
沙流川	沙流川	室蘭地方气象台・室蘭開発建設部																																																																																																																																																						
湧別川	湧別川	網走地方气象台・網走開発建設部																																																																																																																																																						
釧路川	釧路川・新釧路川	釧路地方气象台・釧路開発建設部																																																																																																																																																						
尻別川	尻別川	札幌管区气象台・小樽開発建設部																																																																																																																																																						
水系名	洪水予報区域名	対象指定河川名	実施機関																																																																																																																																																					
石狩川	石狩川下流	石狩川、当別川、篠津川、須部都川	札幌管区气象台・札幌開発建設部																																																																																																																																																					
		美唄川、奈井江川、徳富川、尾白利加川																																																																																																																																																						
	豊平川	豊平川、月寒川、望月寒川	〃																																																																																																																																																					
	千歳川	千歳川、旧夕張川	〃																																																																																																																																																					
	夕張川	夕張川	〃																																																																																																																																																					
	幾春別川	幾春別川	〃																																																																																																																																																					
	空知川下流	空知川	〃																																																																																																																																																					
	雨竜川	雨竜川、恵岱別川	〃																																																																																																																																																					
	石狩川上流	石狩川	旭川地方气象台・旭川開発建設部																																																																																																																																																					
	忠別川	忠別川	〃																																																																																																																																																					
	美瑛川	美瑛川	〃																																																																																																																																																					
	牛朱別川	牛朱別川	〃																																																																																																																																																					
	空知川上流	空知川	旭川地方气象台・札幌開発建設部																																																																																																																																																					
	天塩川	天塩川	天塩川、雄信内川、間寒別川、剣淵川	旭川地方气象台・稚内地方气象台 旭川開発建設部・留萌開発建設部																																																																																																																																																				
名寄川			旭川地方气象台・旭川開発建設部																																																																																																																																																					
留萌川	留萌川	旭川地方气象台・留萌開発建設部																																																																																																																																																						
常呂川	常呂川	常呂川	網走地方气象台・網走開発建設部																																																																																																																																																					
		無加川	〃																																																																																																																																																					
網走川	網走川	網走川	〃																																																																																																																																																					
		美幌川	〃																																																																																																																																																					
湧別川	湧別川	湧別川	〃																																																																																																																																																					
渚滑川	渚滑川	渚滑川	〃																																																																																																																																																					
十勝川	十勝川	十勝川、帯広川	釧路地方气象台・帯広開発建設部																																																																																																																																																					
		利別川	〃																																																																																																																																																					
		札内川	〃																																																																																																																																																					
釧路川	釧路川	釧路川	〃																																																																																																																																																					
		音更川	〃																																																																																																																																																					
鶴川	鶴川	鶴川	室蘭地方气象台・室蘭開発建設部																																																																																																																																																					
沙流川	沙流川	沙流川	〃																																																																																																																																																					
後志利別川	後志利別川	後志利別川	函館地方气象台・函館開発建設部																																																																																																																																																					
尻別川	尻別川	尻別川	札幌管区气象台・小樽開発建設部																																																																																																																																																					

【修正理由、経緯など】

・「河川名」の欄に洪水予報区が混在した記載となっていたため、「洪水予報区名」と「対象指定河川名」の項目を追加

頁	現 行 (令和5年1月)	修 正 案	修正提案機関
---	--------------	-------	--------

19 第3 国が行う洪水予報

2 洪水予報の伝達経路及び手段

水防法及び気象業務法に基づく洪水予報の伝達経路及び手段は次のとおりである。

(注：→ は法定伝達経路、- - -> は放送又は無線)

(注：NTT 東日本及びNTT 西日本への洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。)

第2 国が行う洪水予報

2 洪水予報の伝達経路及び手段

水防法及び気象業務法に基づく洪水予報の伝達経路及び手段は次のとおりである。

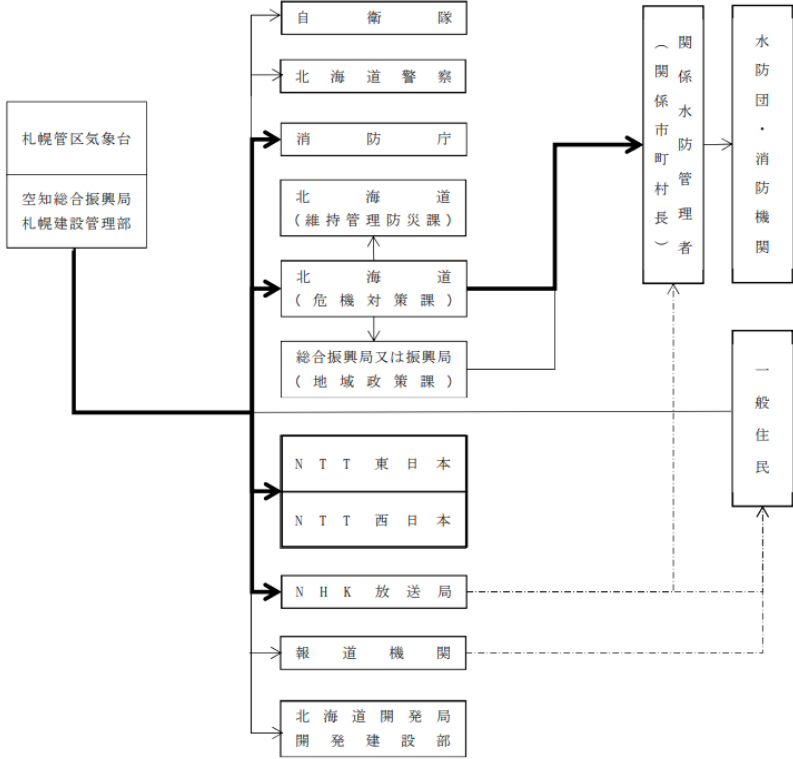
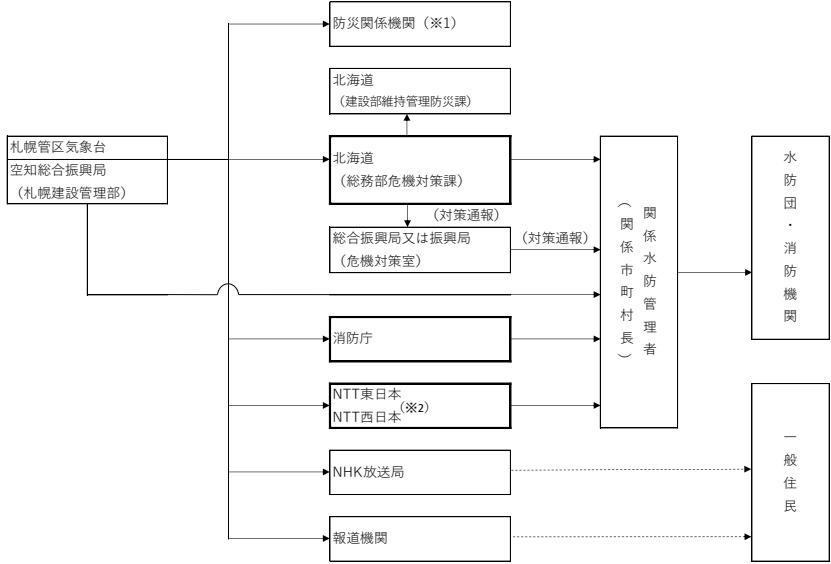
(二重線で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく洪水予報の通知先は、放送)

(※1) 府県予報区担当気象官署：札幌管区気象台、函館、旭川、室蘭、釧路、網走、稚内各地方気象台
 (※2) 陸上自衛隊北部方面総監部 (情報部資料課)、北海道警察 等
 (※3) NTT 東日本及びNTT 西日本への洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

修正提案機関
札幌管区気象台

【修正理由、経緯など】

・北海道地域防災計画の本編 P47 の伝達系統図の修正予定図と合わせるため

頁	現 行 (令和5年1月)	修 正 案	修正提案機関
20	<p>第3 道と気象台が行う洪水予報</p> <p>2 洪水予報の伝達経路及び手段</p> <p>水防法及び気象業務法に基づく洪水予報の伝達経路及び手段は次のとおりである。</p>  <p>(注：→は法定伝達経路、---→は放送又は無線)</p> <p>(注：NTT 東日本及びNTT 西日本への洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。)</p>	<p>第3 道と気象台が行う洪水予報</p> <p>2 洪水予報の伝達経路及び手段</p> <p>水防法及び気象業務法に基づく洪水予報の伝達経路及び手段は次のとおりである。</p>  <p> (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく洪水予報の通知先は、放送 → は、放送 <small>(※1) 北海道開発局、陸上自衛隊(北部方面総監部(情報部資料課)、第11旅団)、北海道警察 等</small> <small>(※2) NTT東日本及びNTT西日本への洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。</small> </p>	札幌管区気象台
<p>【修正理由、経緯など】</p> <p>・北海道地域防災計画の本編 P48 の伝達系統図の修正予定図と合わせるため</p>			

頁	現 行 (令和5年1月)	修 正 案	修正提案機関																														
23	<p>第4章 予報及び警報 第5節 水防警報 第2 洪水・高潮時の河川に関する水防警報</p> <p>水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="210 359 1039 1310"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> <th>発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>待 機</td> <td>出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出勤期間が長引くような場合に、出勤人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。</td> <td>気象予報・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。</td> </tr> <tr> <td>準 備</td> <td>水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。</td> <td>雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。</td> </tr> <tr> <td>出 動</td> <td>水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの。</td> <td>氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況によりはん濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。</td> </tr> <tr> <td>警 戒</td> <td>水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水（堤防から水があふれる）、漏水、堤防斜面の崩れ、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。</td> <td>河川氾濫警戒情報等により、又は既にはん濫注意水位（警戒水位）を越え災害のおそれがあるとき。</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	発 表 基 準	待 機	出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出勤期間が長引くような場合に、出勤人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。	準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。	出 動	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況によりはん濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。	警 戒	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水（堤防から水があふれる）、漏水、堤防斜面の崩れ、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	河川氾濫警戒情報等により、又は既にはん濫注意水位（警戒水位）を越え災害のおそれがあるとき。	<p>第4章 予報及び警報 第5節 水防警報 第2 洪水・高潮時の河川に関する水防警報</p> <p>水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである</p> <table border="1" data-bbox="1095 359 1848 1370"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> <th>発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>待 機</td> <td>不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告するもの。水防機関の出勤期間が長引くような場合に出勤人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。</td> <td>気象予報、警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。</td> </tr> <tr> <td>準 備</td> <td>水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。</td> <td>雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。</td> </tr> <tr> <td>出 動</td> <td>水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの。</td> <td>河川氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況によりはん濫注意水位に達しなお上昇のおそれがあるとき。</td> </tr> <tr> <td>指 示</td> <td>水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水（堤防から水があふれる）、漏水、堤防斜面の崩れ、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。</td> <td>河川氾濫警戒情報等により、又は既にははん濫注意水位を越え災害のおそれがあるとき。</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	発 表 基 準	待 機	不意 の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に 状況 に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告 するもの 。水防機関の出勤期間が長引くような場合に出勤人員を減らしても さしつかえ ないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報、警報等及び 河川状況 により、 特に必要 と認めるとき。	準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、 流量 その他の河川状況により必要と認めるとき。	出 動	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの。	河川氾濫注意情報 等により、又は 水位 、流量その他の河川状況によりはん濫注意水位に 達しな お上昇のおそれがあるとき。	指 示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水（堤防から水があふれる）、漏水、堤防斜面の崩れ、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	河川氾濫警戒情報等により、又は既には はん濫注意水位 を越え災害のおそれがあるとき。	北海道建設部
種 類	内 容	発 表 基 準																															
待 機	出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出勤期間が長引くような場合に、出勤人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。																															
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。																															
出 動	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況によりはん濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。																															
警 戒	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水（堤防から水があふれる）、漏水、堤防斜面の崩れ、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	河川氾濫警戒情報等により、又は既にはん濫注意水位（警戒水位）を越え災害のおそれがあるとき。																															
種 類	内 容	発 表 基 準																															
待 機	不意 の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に 状況 に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告 するもの 。水防機関の出勤期間が長引くような場合に出勤人員を減らしても さしつかえ ないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報、警報等及び 河川状況 により、 特に必要 と認めるとき。																															
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、 流量 その他の河川状況により必要と認めるとき。																															
出 動	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの。	河川氾濫注意情報 等により、又は 水位 、流量その他の河川状況によりはん濫注意水位に 達しな お上昇のおそれがあるとき。																															
指 示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水（堤防から水があふれる）、漏水、堤防斜面の崩れ、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	河川氾濫警戒情報等により、又は既には はん濫注意水位 を越え災害のおそれがあるとき。																															

頁	現 行（令和5年1月）		修 正 案		修正提案機関	
	解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	<p>氾濫注意水位以下に下降したとき、又ははん濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。</p>	
<p>【修正理由、経緯など】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「北海道水防警報実施要綱」と文言の統一を図るため。 						

頁	現 行（令和5年1月）		修 正 案		修正提案機関
29	第4 津波に関する水防警報 1 種類及び発表基準	<p>知事は、国土交通大臣が指定した海岸・河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した海岸・河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知するものとする。</p> <p>水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。ただし、次の（1）～（3）のように「活動可能時間」がとれる場合のみ発表する。</p> <p>（1） 日本近海における地震発生で、震源域の情報から「津波到達時刻」が推定でき、十分でなくとも「活動可能時間」がとれる場合</p> <p>（2） 日本近海における地震発生により、津波到来が予想されるが地理的状況等から津波到達まで「活動可能時間」が確保できる場合</p> <p>（3） 遠地津波のように、津波到来が予想されるが地理的状況等から当該地までの津波の到達予想時刻まで相当な時間があり、「活動可能時間」が十分に確保できる場合</p>	第4 津波に関する水防警報 1 種類及び発表基準	<p>知事は、国土交通大臣が指定した海岸・河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した海岸・河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知するものとする。</p> <p>水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。ただし、「待機」は気象庁の津波警報が発表されると自動的に発表したものとする。</p>	北海道開発局

頁	現 行 (令和5年1月)	修 正 案	修正提案機関																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="174 204 297 255">種 類</th> <th data-bbox="297 204 669 255">内 容</th> <th data-bbox="669 204 1016 255">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="174 255 297 368">出動</td> <td data-bbox="297 255 669 368">水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。</td> <td data-bbox="669 255 1016 368">津波警報等が発表され水防活動が必要と認められる場合で、かつ安全に作業が行える(時間的な猶予がある)状態のとき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 368 297 481">解除</td> <td data-bbox="297 368 669 481">水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。</td> <td data-bbox="669 368 1016 481">津波警報等が解除されたとき又は水防活動の必要があると認められなくなったとき。</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	発表基準	出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報等が発表され水防活動が必要と認められる場合で、かつ安全に作業が行える(時間的な猶予がある)状態のとき	解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	津波警報等が解除されたとき又は水防活動の必要があると認められなくなったとき。	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1099 204 1182 255">種 類</th> <th data-bbox="1182 204 1442 255">内 容</th> <th data-bbox="1442 204 1861 255">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1099 255 1182 347"><u>待機</u></td> <td data-bbox="1182 255 1442 347"><u>水防団員の安全を確保したうえで待機する必要がある旨を警告するもの。</u></td> <td data-bbox="1442 255 1861 347"><u>津波警報が発表される等必要と認めるとき。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 347 1182 424">出動</td> <td data-bbox="1182 347 1442 424">水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。</td> <td data-bbox="1442 347 1861 424"><u>津波警報及び津波注意報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 424 1182 531">解除</td> <td data-bbox="1182 424 1442 531">水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。</td> <td data-bbox="1442 424 1861 531"><u>巡視等により被害が確認されなかったとき、又は応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする状況が解消したと認めるとき。</u></td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	発表基準	<u>待機</u>	<u>水防団員の安全を確保したうえで待機する必要がある旨を警告するもの。</u>	<u>津波警報が発表される等必要と認めるとき。</u>	出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	<u>津波警報及び津波注意報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。</u>	解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	<u>巡視等により被害が確認されなかったとき、又は応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする状況が解消したと認めるとき。</u>	
種 類	内 容	発表基準																						
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報等が発表され水防活動が必要と認められる場合で、かつ安全に作業が行える(時間的な猶予がある)状態のとき																						
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	津波警報等が解除されたとき又は水防活動の必要があると認められなくなったとき。																						
種 類	内 容	発表基準																						
<u>待機</u>	<u>水防団員の安全を確保したうえで待機する必要がある旨を警告するもの。</u>	<u>津波警報が発表される等必要と認めるとき。</u>																						
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	<u>津波警報及び津波注意報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。</u>																						
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	<u>巡視等により被害が確認されなかったとき、又は応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする状況が解消したと認めるとき。</u>																						
	<p data-bbox="138 563 421 592">【修正理由、経緯など】</p> <ul data-bbox="161 611 1160 639" style="list-style-type: none"> ・北海道開発局の定める「北海道開発局水防警報実施規程」との整合を図るため 																							